六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　鹿之原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十八年国土交通省告示第七百五十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県薩摩郡さつま町平川
　字竹ノ元　四八九一番二　一号
　　地先道路敷　四八九六番四　二号及び十三号
　　四八九六番一　三号
　　四八九六番二　四号
　　四八九六番七　五号
　　四九〇二番一　九号から十一号まで
　　四八九七番　十二号
　　四八九五番一　十四号から十六号まで
　　四八九二番三　十七号
　　地先道路敷
　字屋敷添　四七二三番六　六号
　　四七二三番九　七号
　字山ノ前　四九三三番五　八号
七(一)　砂防法第二条の土地の表示
　鴬山川
(二)　砂防法第二条の土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
　鹿児島県薩摩郡さつま町二渡
　字鴬山　一三七三番
　　一三七四番
　　一三八〇番
　　一三八一番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県薩摩郡さつま町二渡
　字鴬山　一三八五番二　一号
　　地先道路敷
　　一三八五番二　二号
　　一三八四番　三号
　　一三八一番　四号
　　一三八〇番　五号
　　一三七四番　六号
　　一三七三番　七号
　　一三六九番　八号及び九号
　　一三六九番二　十号及び十一号
　　地先道路敷
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　鯛吾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
　鹿児島県姶良郡湧水町川西
　字霧島原　二五三九番一三
　　二五三九番一四
　字西海子　三〇一五番六五
　　三〇一五番七八
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　脇田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県大島郡宇検村大字芦検
　字池城　四四九番一　一号
　　四八八番四　二号及び三号
　　四八一番　四号
　　四七七番　五号
　　四〇八番一　六号及び七号
　　四六一番　八号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　尻田川一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名
　字尻田　二一〇三番　一号、七号及び八号
　　地先道路敷
　　二一一六番　二号
　　二一一七番　三号
　　二一一四番　四号
　　二一一九番　五号
　　二一二〇番　六号

○国土交通省告示第千百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　塩島沢
　イ　山梨県南巨摩郡早川町大字早川字長知島一五九四番一地内四等三角点長知島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成二十七年国土交通省告示第千百三十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から一度〇五分五八秒
　七八〇・〇四九メートルの地点　一号
　標柱一号から三五八度〇〇分一五秒
　〇・六六〇メートルの地点　二号
　標柱二号から九二度一五分二六秒
　二八・二〇七メートルの地点　三号
　標柱三号から九六度三三分五三秒
　七・二六九メートルの地点　四号
　標柱四号から八一度五〇分一一秒
　九・六八三メートルの地点　五号
　標柱五号から九七度五四分〇六秒
　五四・三八九メートルの地点　六号
　ロ　山梨県南巨摩郡早川町大字早川字長知島一五九四番一地内四等三角点長知島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成二十七年国土交通省告示第千百三十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から二四度五三分四五秒
　七八二・三九七メートルの地点　一号
　標柱一号から二六四度三三分四四秒
　六七・〇四〇メートルの地点　二号
　標柱二号から二三〇度三七分一六秒
　二五・〇九六メートルの地点　三号
　標柱三号から二四八度五二分一〇秒
　一四・九六九メートルの地点　四号
　標柱四号から三四二度二七分〇秒
　三七・二二二メートルの地点　五号
　標柱五号から三五一度〇八分三九秒
　三三・六三三メートルの地点　六号

○国土交通省告示第千百二十八号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の六の規定に基づき、講習を実施する者から業務を廃止する旨届出があったので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社大宮自動車教習所
二　主たる事務所の所在地
　茨城県常陸大宮市下村田二千五百十八番地
三　廃止年月日
　平成二十九年十二月一日

○国土交通省告示第千百二十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第四項において準用する第十二条の六の規定に基づき、講習を実施する者から業務を廃止する旨届出があったので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社大宮自動車教習所
二　主たる事務所の所在地
　茨城県常陸大宮市下村田二千五百十八番地
三　廃止年月日
　平成二十九年十二月一日

○観光庁告示第十六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービー（登録研修機関第三十八号）から登録研修機関の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十二月四日

観光庁長官　田村明比古

一　登録研修機関の名称の変更

変更前	株式会社ジェイティービー
変更後	株式会社ＪＴＢ

二　変更する年月日　平成三十年一月一日